

国民健康保険税額などが変わりました

☎ 保険年金課 ☎ 70・5617

国民健康保険(国保)税は、納税義務者である世帯主が納める保険税を医療費に充てることで、加入者の健やかな暮らしを支え合う制度です。課税額は①～③の合計です。

税制改正で、未就学児(小学校入学前)に係る減額措置が表1のとおり変更され、国保税額などを表2のとおり改定しました。

- ① 国保医療費に充てる基礎課税額
- ② 国保被保険者が後期高齢者医療制度へ拠出する後期高齢者支援金等課税額
- ③ 40～64歳の被保険者が介護保険制度へ負担する介護納付金課税額

表1 未就学児に係る保険税の被保険者均等割額の減額措置(改定後)

均等割額	減額後(5割減額)
基礎課税額(医療分)	9400円
後期高齢者支援金等課税額(後期分)	3400円

※7割、5割、2割軽減された世帯の未就学児は、軽減後の半額となります

表2 保険税の税率・金額・限度額(改定後)

区分	基礎課税額(医療分)	後期高齢者支援金等課税額(後期分)	介護納付金課税額(介護分)
所得割額	5.95%	2.30%	2.10%
	(総所得金額-43万円)×上の率		
均等割額	1万8800円	6800円	6000円
平等割額	1万9200円	7200円	6000円
限度額	65万円	20万円	17万円

●年金から差し引く特別徴収対象世帯

世帯内の国保加入者全員が65～74歳の世帯では、原則として世帯主の年金から差し引きます。

次の①～⑤の全てに該当する世帯主が対象です。今年度中に世帯主が75歳になる世帯は、国保の資格を失うため対象外です。

- ① 国保の被保険者全員が65～74歳である
- ② 世帯主が国保に加入している
- ③ 年金給付額が年18万円以上である
- ④ 介護保険料が年金から差し引かれている
- ⑤ 国保税と介護保険料の合計額が、差し引きの対象となる年金給付額の2分の1を超えない

●6月中旬に納税通知書発送

特別徴収の対象者を含めて、今年度の納税通知書を6月中旬に送付します。年金から差し引かれている方が口座振替を希望する場合は、同課までお問い合わせください。今年度から新たに特別徴収の対象となる方は、10月以降の年金から保険税が差し引かれるので、9月までは納付書で納付してください(併用徴収)。

国民健康保険限度額適用認定証と

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

☎ 保険年金課 ☎ 70・5617

4年8月1日以降有効な認定証の交付については、7月1日以降手続きできます。

●注意点

世帯主と世帯内の国民健康保険(国保)加入者に異動(会社の保険との切り替え、転入・転出など)があったときや、所得の更正の手続きがされた場合は、有効期限内であっても適用区分が変わる場合があります。適用区分が適正でない認定証を利用し保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があります。

●場 同課

☎ 世帯主と国保加入者全員分の令和3年中の所得申告をしていて、国保税に未納がない方

持 3年8月1日から4年7月31日の間に91日を超える入院をしていて、4年8月1日以降も入院する見込みの方は、入院した際の領収書

●使用方法

医療機関にかかる際は、国民健康保険証(兼高齢受給者証)とともに提示してください。

介護保険料の納付方法

☎ 高齢介護課 ☎ 70・5636

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と公費で、介護を社会全体で支え合う仕組みです。納付方法は次のとおりです。

40～64歳の方

国民健康保険税などの医療保険料と一緒に納めます。算出方法は医療保険によって異なるので、詳しくは加入している医療保険者に問い合わせてください。

65歳以上の方

介護保険料額決定通知書を6月中旬に送付します。

①特別徴収

老齢・退職・障害・遺族年金を年18万円以上受給し、昨年度に介護保険料を年金から差し引かれた方は、今年2月と同額を4・6・8月に年金から差し引く仮徴収します(所得の変動などにより、8月の介護保険料を増減し、10月以降の保険料と調整する場合があります)。6月に決定する今年度の年間保険料から仮徴収分を引いた残額を10・12月、

来年2月に分けて、本徴収として差し引きます。

今年の2月1日までに65歳になった方や転入した方などは、特別徴収の開始が4・6・8月のいずれかになります。

②普通徴収

特別徴収の対象でない方には、6月～来年3月分の納付書を郵送するので、金融機関かコンビニエンスストアに持参するか、PayPay、LINE Payを用いたスマホ決済アプリ(請求書支払い)を利用して納めてください。口座振替を希望する方は、同課か市内金融機関にある用紙に記入・押印し、金融機関窓口へ提出かインターネットで口座振替の申し込みをしてください。

③併用徴収

今年2月2日～4月1日に65歳になった方や転入した方などは、6月～9月が普通徴収、10月以降は特別徴収になります。

6月1日からあやせ安全・安心メールをリニューアルしました ☎ 危機管理課 ☎ 70・5641

【あやせ安全・安心メールとは】

スマートフォンやパソコンの電子メールを利用して、災害や犯罪などが発生した際、その情報を登録された方へ即座に電子メールでお知らせするサービスです。緊急の情報の他、市のイベント情報や市税納期限情報も配信します。

【リニューアルについて】

◎多言語での情報発信

配信するメールを自動翻訳し、多言語で情報発信をします。登録できる言語は次のとおりです。登録方法は市HPに掲載しています。

対応言語:ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語(繁体、簡体)、ハンガリー

※やさしい日本語の登録区分もあります

◎配信履歴の掲載

配信したメールを市HPで確認できます。

◎気象情報などの自動配信

気象庁から発表される警報などの情報を一部自動で配信します。

◎注意事項

- ・ 配信サービスからのメールは、「@city.ayase.kanagawa.jp」のアドレスから配信します。必要に応じて、ドメイン設定(受信拒否設定)や迷惑メール設定を見直してください
- ・ 情報の種類の一部を改正し「災害生活注意情報」は、「危機管理・災害情報」と「生活・健康情報」に分割します。移行時、災害生活情報を登録していた方はどちらも登録されます。光化学スモッグ情報を登録していた方は、生活・健康情報に登録されます
- ・ やさしい日本語の登録区分ができたことにより、日本語配信でのやさしい日本語の併記は行いません
- ・ 日本語版の登録は、右の二次元コードを読み取り、空メールを送信してください



広告

年金受取 5大特典

- 特典1 年金口座の新規ご指定プレゼント
- 特典2 お誕生日プレゼント
- 特典3 JAマル得定期貯金
- 特典4 ゆうちょ銀行・コンビニATM手数料が無料に
- 特典5 退職金専用定期貯金「のぞみ」がさらにお得に

他にもイベント企画等いろいろな特典を用意しております。

くわしくは、お近くのJAさがみ各支店へお問い合わせください。

綾瀬市指定金融機関

JAさがみ

綾瀬支店 綾瀬市深谷上1-4-10 ☎79-0001
 綾北支店 綾瀬市寺尾中1-17-25 ☎78-1014
 綾西支店 綾瀬市綾西3-5-2 ☎78-7171
 綾南支店 綾瀬市上土畑中2-17-37 ☎76-7311
 早園支店 綾瀬市小園2-4-1 ☎77-5411

ただ、それだけです。

一生懸命

外壁塗装・屋根塗装・増改築・リフォーム 専門店

職人直営 **株式会社 ウイングビルド**

0120-45-7775

PayPay ALL PAY

イオンのリフォームローン使えます!

イオンプロダクトファイナンス

大和店 OPEN!!

神奈川県大和市渋谷1-9-11
 神奈川県綾瀬市深谷中8-1-12

リフォーム室 新設